令和5年第1回五戸町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年1月13日(金)午前9時30分から10時25分
- 2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
- 3. 出席委員 (19人)

岩 井 壽美雄 君 会長職務代理者 北 村 勉 君 会 長 三浦 弘文君 已 君 3 番 4 番川崎良 昭 君 5 番 高橋 克 君 6 番 高 村 國 7 佐々木 榮 君 俊 君 番 8 番 柏 田雅 佐々木 喜 克 君 9 番 10番 中里光 明君 沼 沢 こえ子 君 豊 川敏雄君 11番 12番 誠君 14番 時 田 竹原 宏君 13番 中川原 隆 雄 君 16番 稲 村 健 一 君 15番 17番 鈴 木 徳 治 君 18番 大 沢 トモ子 君 19番 鳥谷部 甚一郎 君

- 4. 欠席委員 (0人)
- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 業務報告
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について 報告第2号 法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について 第4 議案第1号 贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について
 - - 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の 承認について
 - 議案第 5号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
 - 議案第6号 令和4年農作業料金・農業労賃に関する調査について
 - 議案第7号 五戸町農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則 の一部を改正する規則案
- 6. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 町屋
 剛君

 事務局次長
 大沢直明君

 総務班長
 小泉安子君

 主
 本大澤翔太君

7. 会議の概要

五賊沙賊女	
会 長 (岩井)	ただ今から、令和5年第1回五戸町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しいところご参集くださいまして、厚くお礼申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。
事務局(町屋)	本日は、全員出席しておりますので総会は成立しております。 それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになって おりますので、議事の進行をお願いいたします。
議長(岩井)	これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。 会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	(「なし」の声あり)
議長(岩井)	それでは、11番 沼沢こえ子 委員と 18番 大沢トモ子 委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局の大沢次長を指名します。
議長(岩井)	それでは、日程第2 業務報告について、事務局より説明をお 願いします。
事務局 (大沢)	〔業務報告の朗読及び説明〕
議長(岩井)	ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
	(「なし」の声あり)
議長(岩井)	よろしいですか。 それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。
議長(岩井)	次に、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。 報告第1号の4番につきましては、稲村 健一 委員に関する事案となっており、農業委員会等に関する法律 第31条の規定により議事参与が制限されるところですが、報告事案でもあることから、参考人としてこのまま着席いただき、議事を進めたいと思い

ますが、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、稲村健一 委員 着席のまま議事を進めます。 報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (大澤)

それでは、今月の合意による解約に係る通知書の受理について 説明させていただきます。

今月の通知書の受理は7件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。

報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。

1番 字姥堤 田1筆 面積は5,007 m²です。 賃借人の経営規模縮小のために解約するものです。

2番 大字倉石石沢字石沢後 田2筆 面積は3,794 ㎡です。 賃借人の経営規模縮小のために解約するものです。

3番 大字切谷内字菖蒲川後・字高田 田6筆 面積は13,772 ㎡です。

賃借人の経営規模縮小のために解約するものです。

4番 字上新道 畑1筆 面積は1,533 m²です。

圃場が悪く作付けに適さないため解約するものです。

5番 字上根前 田1筆 面積は5,254 m²です。

賃借人が当該農地を購入するため解約するものです。

6番 字姥堤 田3筆 面積は6,410 m²です。

圃場が悪く作付けに適さないため解約するものです。

7番 大字倉石中市字中市上川原 田2筆 面積は3,683 ㎡です。

賃貸人の息子が自ら耕作するため解約するものです。 以上です。

議 長(岩井)

ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井)

よろしいですか。

特に発言がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長(岩井)

次に、報告第2号「法務局の農地の転用事実に関する照会書の 回答について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。

事務局(小泉)

それでは議案書の4ページ、報告第2号と参考資料の17ページをご覧下さい。

法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について令和4年12月27日付け日記第403号の農地の転用事実に関する照会書について、登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて昭和56年8月28日農林水産構造改善局長通達に基づき、令和5年1月6日に農業委員3人と事務局で現地調査を行い下記のとおり回答したので報告いたします。

1番 申請地の所在は、大字上市川字天狗沢 田 面積は 484 m²です。

現地調査の結果、現況は、原野と判断いたしました。以上です。

議 長 (岩井)

ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願い します。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井)

よろしいですか。

特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議 長(岩井)

次に、日程第4 議案第1号「贈与税の納税猶予に関する証明 について」を議題とします。

議 長(岩井)

事務局より説明をお願いします。

事務局(大澤)

それでは、議案書の5ページをご覧ください。

議案第1号贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行なっていることの承認を求める。

なお、証明願が遅延し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものとする。

議案第1号は1議案3件です。

これは、農業後継者が農業を営む人から農地等の生前一括贈与を受けて農業を継続する場合には、一定の要件の下に、贈与者又は受贈者が死亡するまで贈与税の納税が猶予される特例です。

また、要件として受贈者は引き続き3年以上農業に従事し、贈与を受けた農地等で農業経営を行うこと及び申告期限から3年目毎に税務署長に継続届出書を提出することになっています。

その届出書に添付が必要とされているのが、引き続き農業経営 を行っている等の農業委員会の証明書です。

令和4年の贈与税納税猶予継続対象者はご覧のとおりです。 以上です。

議 長 (岩井)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長(岩井)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長(岩井)

次に、議案第2号「不動産取得税の納税猶予に関する証明について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 (大澤)

それでは、議案書の7ページをご覧ください。

議案第2号不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営) について不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている別紙の受贈 者は、地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等 に係る農業経営を引き続き行なっていることの承認を求める。

なお、証明願いが遅延し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものとする。

議案第2号は1議案1件です。

この不動産取得税の徴収猶予を受けるための要件は贈与税の納税猶予の特例と殆んど同じで、農地等を取得した年の翌年の3月15日の翌日から起算して3年毎に、地域県民局長に農地等の一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書を提出することになっております。

その届出書に添付が必要とされているのが、引き続き農業経営 を行っている等の農業委員会の証明書です。

令和 4 年の不動産取得税の徴収猶予対象者はご覧のとおりです。

以上です。

議 長(岩井)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

	(「なし」の声あり)
議長(岩井)	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長(岩井)	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
議長(岩井)	ここで農地調査会、今月の調査委員は、3番 三浦弘文 委員と 13番 竹原誠 委員です。調査委員席にご着席ください。
	(調査委員席に着席)
議長(岩井)	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局(大澤)	それでは、今月の農地法第3条の許可申請について説明させていただきます。 議案書の9ページ、参考資料の20ページをご覧ください。 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。 今月の許可申請は、1 議案3件です。 1番は、贈与による所有権移転に関する件、2番と3番は、売買による所有権移転に関する件です。 1番 大字上市川字池ノ堂向・字堺谷地 田3筆 畑1筆 計4筆 面積は3,956㎡です。 2番 大字浅水字下久保 畑2筆 面積は3,670㎡です。 3番 字ウルエ長根下 畑1筆 面積は6,980㎡です。 1番から3番は、別添調査書にあります通り農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに農作業の規模拡大を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。 ご参考までに売買価格をお知らせします。 2番の売買価格は、250,000円、10 a あたり68,000円です。 3番の売買価格は、100,000円、10 a あたり 14,000円です。

以上です。

議 長 (岩井)

ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、三浦弘文委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

三浦弘文調査委員

農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の9ページ議案第3号と参考資料20ページをご覧ください。

1月6日に、岩井会長と竹原誠委員及び事務局職員3名で現地 調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は親戚で、農地を管理する人がいないため、譲渡人からの申し出により、農地を贈与するものです。 譲受人は水稲を作付けするそうです。

2番は、譲渡人と譲受人は親戚で、農地を管理する人がいない ため、譲渡人からの申し出により、農地を売買するものです。 譲受人は、にんにくを作付けするそうです。

3番は、譲渡人の畑の近くで譲受人が耕作しており、農地を管理する人がいないため、譲渡人からの申し出により、農地を売買するものです。

譲受人は、にんにくか長芋を作付けするそうです。 以上で調査結果の報告を終わります。

議 長(岩井)

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長(岩井)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

調査委員の方々、ありがとうございました。 指定席にお戻りください。

(調査委員 指定席に戻る)

議 長 (岩井)

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利 用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 (小泉)

それでは議案書の11ページ、議案第4号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。

五戸町長より令和4年12月23日付け五農林第293号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案13件で、合計面積は84,974㎡です。

議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。

1番から2番は、農地中間管理事業を利用した一括方式による貸借です。

3番から13番は、利用権設定による貸借です。

1番 大字倉石中市字中市境田 田 計2筆 面積は合計4,321 m²。5年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり4,000円、年17,200円です。

2番 大字切谷内字元年沢 畑 面積は 4,000 ㎡。5年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 10,000 円、年 40,000 円です。ごぼうを作付けする予定です。

3番 字蛯川後、字熊野林後 田 計5筆 面積は合計10,625 m²。5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり玄米12kg、年 玄米120kgと水利費です。

4番 字蛯川村 田 計2筆 面積は合計6,689 ㎡。5年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり15,000円、年100,000円です。

5番 字熊野林後 田 計2筆 面積は 合計 $6,036\,\mathrm{m}^2$ 。5年 の賃貸借で、賃借料は、 $10\,\mathrm{a}$ あたり玄米 $70\,\mathrm{kg}$ 、年 玄米 $420\,\mathrm{kg}$ です。

6番 字石仏前、字花道川原 畑と田 計2筆 面積は合計 8,230 ㎡。10年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり畑2,200円、田 白米50 kg、年10,000円と白米180 kgです。畑には、ネギを作付けする予定です。

7番 字筒口川原 田 面積は 2,120 ㎡。5年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 14,100円、年 30,000円です。

8番 字八景 田 面積は3,987 m²。5年の賃貸借で、賃借料は、水利費です。牧草を作付けする予定です。

9番 字佐野上谷地 田 計2筆 面積は合計4,095 m²。5年の賃貸借で、賃借料は、水利費です。

10番 大字浅水字西勝田 田 計6筆 面積は合計13,442 ㎡。 3年の使用貸借です。

11番 大字扇田字桜川、字七百刈、字寺沢前 田 計6筆 面積は合計12,698 ㎡。10年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたりもみ米36 kg、年 もみ米450 kgです。

12番 大字上市川字上川原、字中山前 田 計4筆 面積は合計7,395 m²。5年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり玄米 25 kg、年 玄米 180 kgです。

13番 大字倉石又重字伊藤谷地 田 面積は1,336 ㎡。5年の 賃貸借で、賃借料は、10 a あたり7,500 円、年10,000 円です。 以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強 化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。

議 長(岩井)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番(竹原)

13ページの6番ですが、先ほどの説明では、ねぎを作付けするということですが、現在はどういう作物をつけているのでしょうか。

事務局(小泉)

ねぎを作付けしております。

13番(竹原)

わかりました。

19 番 (鳥谷部甚 一郎) ずっとねぎを作付けしています。田んぼもやっています。家主は仙台に住んでおり、姉の旦那さんが今回借りる方となります。

議 長(岩井)

そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長(岩井)

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定しました。

議 長(岩井)

次に、議案第5号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(大沢)

議案書の17ページ議案第5号と参考資料の27ページをご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。1 議案 2 件です。

1番の字前田内沢の田 2筆について令和4年12月9日に所有者から申出があり、20年以上前から耕作していないため、自然荒廃しており農地に復元することが困難となった土地です。

令和5年1月6日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる 荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農 地として決定を求めるものです。2筆、1,148 m²です。

説明は以上です。

議 長(岩井)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第5号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手 をお願いします。

(全員挙手)

議 長(岩井)

全員賛成ですので、議案第5号は、非農地と判断することに決定しました。

議 長(岩井)

次に、議案第6号「令和4年農作業料金・農業労賃に関する調査について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(大沢)

議案書の18ページ、議案第6号をご覧下さい。

令和4年農作業料金・農業労賃に関する調査について承認を求めるものでございます。

毎年、全国農業会議所及び青森県農業会議から調査を求められているもので、調査の目的は、農作業の受託料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準について地域別に把握し、適正かつ合理的な標準賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進を行い、農業就業構造ならびに農業経営の改善に資することを目的としております。

調査項目は、5項目あります。1つ目が水稲作の部分・全面作業受委託料金、2つ目がオペレーター賃金、3つ目が農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金、4つ目が農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の協定状況、5つ目が町内ならびに近郊の農外諸賃金となっております。それぞれの金額については、18ページに記載のとおりでございますが、町の農作業労働賃金等標準額、倉石地域航空防除実施協議会資料、法人くらいし総会資料、JA八戸からの資料などを基に記載しております。

以上で説明を終わります。

議 長(岩井)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議 長 (岩井)	(「なし」の声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長(岩井)	全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。
議 長 (岩井)	次に、議案第7号「五戸町農業委員会の委員等の能率給の支給 に関する規則の一部を改正する規則(案)」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局(大沢)	議案書の20ページ議案第7号と参考資料の30ページをご覧下さい。 五戸町農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部を改正する規則案でございます。 農地利用最適化交付金事業実施要綱(平成28年3月29日農林水産事務次官依命通知)の一部改正により、所要の改正をするため、提案するものであります。 次のページと参考資料の30ページに改正前と改正後を記載しておりますのでご覧ください。 改正部分は2か所あります。 第1条中「委員(」の次に「農地利用最適化交付金事業実施要綱(平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第7の1(2)に基づき月当たりの平均活動日数が1日未満の委員等は除く。」を加えます。 第2条第1項中「農地利用最適化交付金事業実施」及び「(平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知)」を削ります。 今回の改正は国の要綱の一部改正に伴い町の規則を改正するものです。 以上です。
議 長 (岩井)	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
議長(岩井)	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は

	挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長(岩井)	全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。
議長(岩井)	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもって、令和5年第1回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和5年1月13日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員